

dharmā 文献における司法主題の 名称とその内容

—svāmi-pāla-vivāda について—

沼田 一郎

dharmā 文献は、dharmaśāstra から dharmasūtra への移行する中で内容・構成ともに変容しているが、その主要なポイントは「司法 (vyavahāra)」規定の充実であると言えよう。dharmā 文献史の上では *Manu[smṛti]* が画期であることは疑いがなく、これに前後して成立した dharmaśāstra と dharmasūtra ではその内容が一変していると言ってよいであろう。筆者は dharmā 文献に見られる司法規定の変容の過程と文献相互の影響関係について調査中であるが、本稿ではひとつのトピックを取りあげて、このような全般的な問題を扱うに際してのサンプルを提示したいと思う。全般的な検討結果は後日を期したい。

さて、dharmā 文献史はおおよそ以下のように区分することができる。

① dharmasūtra 期

veda 祭式文献の一部として、gṛhyasūtra や śrautasūtra と密接な関連を有する。専らバラモンの成人男子の生活規定を中心とする。散文の sūtra 文献。

② dharmasāstra 期

より広い視点から編纂され、バラモン以外—特にクシャトリヤ・王族—の生活規定を多く含む。主として韻文で書かれている。

③ 後期 smṛti 類

内容を特定分野（特に司法分野）に特化した文献。

④ 綱要書 (dharmanibandha)

dharmā 文献などの引用抜粋からなり、トピックごとにそれらを整理・配列。

⑤注釈書。

上記の諸文献に対する注釈文献。Manu に対するものは9種類が現存しており、最古の Bhārucci 注 *Manuśāstravivarāṇa* は AD.8C. の成立と推定されている。

Manu、*Yājñavalkya* は第②期に属し、現代的な意味での「法典」にふさわしい内容も備えている。それは「司法篇」が重要な課題として位置づけられていることによるが、この傾向は③に受け継がれ、司法問題に特化した文献が作られたのである。ただ、③期に属する文献は既に散逸したものが多く、完全な形で現存し、かつ批判的に出版されているのは *Nārada[smṛti]* のみである⁽¹⁾。

1. 司法篇の位置づけ

上記の資料において「司法篇」はどのように位置づけられているであろうか。*Nārada* にいたるまでの dharma 文献に徴して概要を知ることしよう。

・ dharmasūtra の場合

dharma 文献の古層を形成するが、その中にも新古の層がある。veda 祭式文献として、他の kalpasūtra 類との関連を明確に残している文献を古層と考えることができるであろう。既に別稿で指摘したように⁽²⁾、その古層を代表する *Āpastambadharmasūtra* の司法規定は後代の付加と考えられ、同じく古層に属する *Baudhāyanadharmasūtra* においても、司法規定の占める割合はごく僅かである。

・ dharmasāstra の場合

・ manu

Manu の司法篇は第 8、9 章のふたつの章にまたがっている。これは形式上は第 7 章で示される王の職務規程の一部であり、この 3 章にわたる規定で全体のおよそ 3 分の 1 を占めることになる。別稿でも論じたよ

うに、この部分に見られる王の職務規程 (rājadharmā) は、*Kaṭṭīya ārthasāstra* との影響関係を有している。

・ *Yāj*

基本的には *Manu* を継承しながらも、相当程度改変されている。全体で3章(第1章 ācāra、第2章 vyavahāra、第3章 prāyaścitta) からなり、それぞれの章が300程度の詩節を有している。*Manu* で扱われた問題を過不足なく盛り込み、スリムに(詩節の数は約半数である)まとめられている。*Manu* が dharmasūtra 的内容と王の職務・司法規定との混在の中でやや混乱した構成であるのに比べて⁽³⁾、首尾一貫した編纂方針を有すると言えるであろう。

・ *Kaṭṭ*

dharmā 文献ではないが、第3巻が「司法篇」である。dharmasūtra 文献が司法に関する問題を殆ど扱わないことから知られるように、これは本来的には dharmā ではなく artha の領域で扱われるべき問題である。*Manu* に取り入れられた司法篇との関連性についてはにわかには判断できないが、*Yāj* の rājadharmā セクションの成立に *Kaṭṭ* が影響を与えたことから考えると⁽⁴⁾、重要度は高いと言える。

・ 後期スメリティ

上述のように *Nārada* 以外の文献は散逸した資料から再建されたものであり、全体像を知ることはできないのである。R.Lariviere の出版したテキストによれば、*Nārada* は Mātṛkā と Vyavahārapada からなり、前者は vyavahāra、bhāṣā、sabhā の三部構成からなるいわば「総則」であって、後者が具体的な司法規定である。すなわち、現存する *Nārada* は、全く司法に特化した内容を有しているのである。その一方で、例えば *Bṛhaspati* や *Kātyāyana* には *Manu* 第7章類似の規定がある⁽⁵⁾。

2. 司法篇の構成

以上のように、dharma 文献の司法規定は質・量ともに一定のまとまりを持ったセクション—すなわち「司法篇」—として、それぞれの文献中に位置づけられている。これらは古層の dharmasūtra を除いて、関連する項目ごとにまとめられ「司法主題 (vyavahārapada)」を構成している。この「主題」は 20 前後あり、いずれの文献においてもそれぞれの名称には大差がない。しかし、同一の主題名であっても内容が異なる場合があり、文献相互の影響関係を知る手がかりになるであろう。ここではそのような場合の一例として、「所有者と牧夫の紛争 (svāmi-pāla-vivāda)」と名付けられる主題を取りあげることにする。

この問題は *Manu* では第 9 番目、*Yāj* では第 5 番目に位置しているが、*Nārada* は特にこれを立項していない。

< *Manu* 8.229 – 244 >

この主題は家畜を委託された牧夫の管理責任を扱うのであるが、内容上ふたつの構成部分に分けることができる。すなわち、前半 (230 – 236) は委託された家畜の保安 (yogakṣema) に関する責任を牧夫と所有者のどちらが負うかという問題であるのに対して、後半 (237-243) は、まず共有牧草地 (parihāra) を設定し、それ以外の場所で家畜自身がなした違法行為—耕作地に無断で侵入し、作物を無断で食う—の責任問題を扱っているのである。

この主題の冒頭と結語にあたる偈を比べてみよう。

paśuṣu svāmināṃ caiva pālānāṃ ca vyatikarme /
vivādaṃ sampravakāyāmi yathāvad dharmatattvataḥ //8.229//

家畜については、所有主および牧夫に違反がある場合の論争について

私は dharma 真実にもとづいてありのままに語るであろう。

etad vidhānam ātiśṭed dhārmikāḥ pṛthivīpatiḥ /
svāmināṃ ca pśūnāmca pālānāṃ ca vyatikrame //8.244//

dharma に従う王は、以上の規定に従わねばならない。
所有主、家畜および牧夫に違反がある場合。

冒頭では違反を問われるのは所有主と牧夫であるのに対して、結語では家畜を含む3者の違反行為が問題とされているのである。

またこの主題の名称 (svāmi-pāla-vivāda) は諸訳を参照すると、“Dispute between Owners and Herdsmen” (Olilvelle)、「家畜所有主と牧夫の紛争」(渡瀬)、“Masters and Herdsmen” (Bühler) と訳されている。この訳語には若干問題があるが、これについては後で言及することにする。

< Yāj 2.163 - 171 >

9 偈からなる主題である。この箇所は主として家畜の不法行為の責任問題を扱っている。前述の *Manu* に見られた家畜の保安については僅か2偈のみである。主題の名称については、注釈者は「所有者と牧夫の紛争 (svāmi-pāla-vivāda)」とするが、「土地所有者と牧者との紛争 (井狩・渡瀬)」と訳されることがある。

< Nārada 11.25-36 >

先述のように、Nārada はこの主題を立項せず、第11主題「土地から生じる紛争 (kṣetraja-vivāda)」に含めている。全体が家畜の不法行為に関する規定であり、家畜の保安に関する規定は第6主題「賃金の不払い (vetanasyua-anapākarma)」で一括して取りあげられている。

< Kauṭ 3.10.22-34 >

Kauṭ では司法規定の第61論題「不動産 (vāstuka, 3.8.1-3.10.34)」に含まれている。この論題は以下の諸問題から構成されている。すなわち「住居 (grhavāstuka)」「不動産売却 (vāstuvikraya)」「村落境界紛争 (sīmāvivāda)」「耕作地紛争 (kṣetravivāda)」「境界線の規定 (maryādāsthāpana)」「浸食と損害についての規定 (bādhābādhika)」「牧草地・耕作地・道路の損傷 (vivitakṣetrapathahiṃsā)」である。最後の問題「牧草地・耕作地・道路の損傷」の中で、各種の家畜が無断で牧草地や耕作地を荒らした場合の賠償問題として扱われているのである。この部分は、

①放牧場所の設定、②家畜の不法行為に対する賠償・刑罰というふたつの構成要素からなる。

以上のように問題を概観すると、次の点が指摘できるであろう。すなわち、この主題は *Manu* において「所有主と牧夫の紛争(*svāmipālavivāda*)」と名付けられているが、これは本来家畜による不法行為（無断で侵入し牧草を食うなど）に対する損害賠償と刑罰に関する規定である。*Manu* はこれに家畜所有主と牧夫との雇用契約問題を付加して、ひとつの司法主題としたのである。

ここに見られた要素を

[A] 家畜所有主と牧夫の契約問題：主として家畜の保安について。

[B] 共有放牧地の定義：村落の周囲 100 ダヌ、都市の周囲は 200 あるいは 300 ダヌ。

[C] 家畜の不法行為とその賠償・刑罰

とすると、以下のように図示することができる。

Kauṭ [B] → [C] ([A] は他の箇所にも含まれない)
Manu [A] → [B] → [C]
Yāj [C] → [A] → [B] ([A] は 2 偈のみである)
Nārada [C] → [B] ([A] は別の主題で言及される)

[A] の問題を積極的に論じている *Manu* であるが、先述のように冒頭句と結語の内容に整合性がない。*Yāj* は [A] よりも [C] を重視し、それは *Kauṭ* との親近性を示唆すると言えるだろう。*Nārada* はその点が更に明瞭に示されている。主題の名称について言えば、*avāmin* を「土地所有者」ととるか「家畜所有者」ととるかで解釈が分かれるところである。*Yāj* の場合に「*svāmin*」を「土地所有者」とするのは、主として [C] を扱う箇所となっていることを考慮するなら妥当であると言えるだろう。

(1) R.W.Lariviere ed. *The Nāradaśmṛti*, pt. 1, 2, 1989, Philadelphia.

(2) 沼田一郎「Āpastambadharmasūtra における王権論の構造」『印度哲学仏教学』

第 17 号、2002,pp.137-149。

(3) 沼田一郎「Manusmṛti 王権論における第 8、9 章の意義」(上・下)『東洋学論叢』XXIX,XXX、2004,2005。

(4) TOKUNATA Muneo:Structure of the Rājadharmā section in the Yājñavalkyasmṛti(i,309-368)『京都大学文学部紀要』第 32 号、1993,pp.1-42。

(5) “rājagṛhāḥ” に関する規定の中に見られる。